

芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和2年8月

福岡県芦屋町

1 目的

福岡県が管理する地方港湾芦屋港における取扱貨物量の県内シェアは約0.07%と非常に低く、常時使用されている面積割合は約13%と、当初期待されていた物流基地としての機能が十分に発揮できているとは言えず、芦屋町への経済効果も漁協を除き生じていない。しかし、遠賀川河口に位置し、隣接する芦屋海浜公園との一体的な空間形成により、海を活かした観光振興を柱とした本町における地方創生の推進に大きな影響を与える施設である。

このため、芦屋港及び周辺機能の活性化の方向性を示すものとして、平成31年3月に「芦屋港活性化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。この基本計画を推進するにあたり、今後の検討課題として、本町の観光特性を解消するため冬季の集客が可能となる全天候型集客機能の導入を計画しているが、全天候型施設及び広場の具体的な活用方法を検討する必要がある。

本業務では、このような課題を踏まえ、全天候型施設及び広場の具体的な活用方法や施設の運営方法を調査検討するとともに、施設規模の概要をまとめるものである。

また、芦屋港を賑わい創出空間とするためには、担い手の育成や機運の醸成が必要不可欠であるため、住民が主体的に活躍する場を設け、施設整備までの間に実施可能な機運醸成のための取り組みや情報発信を行うための考え方の整理を行うことを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名称

芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託

(2) 業務内容

「芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 提案上限額

一金11,066,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 委託業者選定方法

委託事業者の選定にあたっては、業務を効果的、効率的に行うため、専門的知識と豊富な経験を有する事業者からの提案を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者。
- (2) 参加申請書提出時において、芦屋町から指名停止を受けていないこと。ただし、参加申込書提出後から契約締結までの間に、芦屋町から指名停止の措置を受けたときは、当該資格を喪失するものとする。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (5) 過去5年間に於いて、地方公共団体等が発注した「芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託仕様書」に記載する類似業務を受託していること。
- (6) 法人の代表者又は役員等が、芦屋町暴力団等排除条例（平成22年3月24日条例第4号）第3条第1項第2号から第5号の規定に該当する者（以下「暴力団等」という。）に該当し、その経営に実質的に関与している者でないこと。
- (7) 法人の代表者又は役員等が、自己若しくは他人に違法若しくは不当な利益を図る目的や不当な被害を加えるなどの目的をもって、暴力団等を利用する者でないこと。
- (8) 暴力団等と関係を持ちながら、資金などを提供するなどして暴力団等の維持運営に協力又は関与していないこと。
- (9) 参加申込に際して共同企業体（JV）での提案は不可とする。ただし、本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した再委託業務予定調書（様式5）を芦屋町に提出する。なお、再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先が上記の参加資格の要件を満たしていること。

5 企画提案スケジュール

日 程	事 項
令和2年 8月24日（月）	公募開始、募集要項等の配布開始
令和2年 9月 4日（金）	質問票の提出期限（17時まで）
令和2年 9月11日（金）	質問に対する回答期限
令和2年 9月18日（金）	参加申込書提出期限（17時まで）
令和2年 9月30日（水）	企画提案書等提出期限（17時まで）
令和2年10月初旬	プレゼンテーション及び審査日時の通知
令和2年10月中旬	プレゼンテーション及び審査
令和2年10月下旬	選定結果の通知、仕様書の調整

6 質問の受付

次のとおり質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 令和2年9月4日（金） 17時まで
- (2) 提出書類 質問票（様式1）
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 回 答 令和2年9月11日（金）までに、質問票を提出したすべての事業者
に質問者を伏せた状態で一覧表にまとめ、電子メールにて回答する。
なお、質問に対する回答は、この要項と同等の効力を有するものとする。

7 参加申込書等の提出

- (1) 提出期限 令和2年9月18日（金） 17時まで
- (2) 提出書類 ①参加申込書（様式2） 8部（原本は1部、他はコピー可）
②会社概要（任意様式） 8部
③業務実績書（様式3） 8部（原本は1部、他はコピー可）
※業務実績は、過去5年間において地方公共団体等が発注した「芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託仕様書」に記載する類似業務
④同意書（様式4） 1部
⑤役員等名簿（別添1） 1部
⑥納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税に滞納がないことが証明（直近1年分）できる書類） 各1部（原本）
⑦再委託業務予定調書（様式5） 8部（原本は1部、他はコピー可）
※再委託業務予定調書を提出する場合は、委託先の会社概要（任意様式）、同意書（様式4）・役員等名簿（別添1）、納税証明書を提出すること。再委託の予定がない場合は提出不要。
- (3) 提出方法 郵送又は持参。郵送の場合は必着のこと。

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和2年9月30日（水） 17時まで
- (2) 提出書類 ①企画提案書（任意様式） 8部
②見積書（任意様式） 8部（原本は1部、他はコピー可）
※見積額の内訳がわかるようにすること。
- (3) 提出方法 郵送又は持参。郵送の場合は必着のこと。
郵送の場合は提出期限必着のこと。
- (4) 参加辞退 参加申込書を提出した事業者が応募を辞退する場合は、辞退の理由を記した辞退届（任意様式）を提出すること。

9 審査方法

(1) 選定機関の設置

事業者の選定にあたり、「芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

提出書類及びプレゼンテーション及び審査により、選定委員会において事業者に順位をつけて優先交渉権者を決定する。

- ①選定結果は、プロポーザルに参加した事業者全員に対して郵送にて通知し、ホームページでも公表する。また、プレゼンテーション及び審査を受けた事業者については、事業者名を順位とともに公表する。
- ②選定委員会については非公開とし、審査内容については一切公表しない。
- ③企画提案書の提出が1事業者であっても、申請内容が参加資格に適合する場合、審査を実施し、選定の可否を決定する。
- ④審査の結果、適切な事業者がないときは、候補者なしとする場合がある。
- ⑤参加資格に適合する申請事業者が4者以上の場合、1次審査として業務実績書等に基づき書類審査を実施した後、2次審査としてプレゼンテーション及び審査を行う場合がある。

(3) プレゼンテーション及び審査

①開催日程 令和2年10月中旬

②開催場所 芦屋町役場本庁舎会議室 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

※開催日時及び詳細については、電子メール及び郵送にて通知する。

③プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は1事業者あたり、20分以内とし、終了後に審査員からの質疑応答時間を設ける。

④プレゼンテーションの方法

- 各事業者のプレゼンテーション出席者は、3名以内とする。
- 企画提案書に沿ったプレゼンテーションを基本とする。
- プレゼンテーションの方法について、特に指定はしない。ただし、次に掲げるもの以外に必要な機器は事業者において準備すること。

電源、スクリーン、プロジェクター（エプソン製）、ディスプレイケーブル（VGA端子15pin、長さ10m）、ホワイトボード（黒・赤マーカー含む）、机、椅子、マイク（1本）
--

- 企画提案書とは別にプレゼンテーション用の資料がある場合は、当日8部を持参すること。

⑤注意事項

プレゼンテーション開始時刻の20分前には受付を済ませ、控室で待機すること。なお、開始時刻は質疑の内容等により前後する場合がある。

(4) 評価基準

評価基準は下記のとおりとする。

評価基準			ウェイト
提案力	分析・理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる提案か。 ・芦屋町の現状分析や課題の把握、芦屋港活性化基本計画をはじめ、総合戦略など関連計画が的確に理解されているか。 	15%
	提案力	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨が理解され、仕様書に沿った提案となっているか。 ・提案内容に他者と比較して優位性や独創性があるか。 	20%
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的達成にむけたスキームが明確で成果が評価できる提案となっているか。 ・過大な計画とならず現実に沿った提案となっているか。 	20%
実施体制	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実務担当者が明確で、業務の実施にあたって十分な組織体制が確立されているか。 	20%
	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するための実績やノウハウを有しているか。 ・「芦屋港活性化における全天候型施設活用調査検討業務委託仕様書」に記載する業務内容に類似した業務の実績が十分にあるか。 	15%
見積額	見積額の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に見合った見積金額になっているか。 	10%

10 契約

審査結果に基づき、選定した優先交渉権者と協議して、企画提案内容等を反映した仕様書に基づき、契約を締結する。

優先交渉権者が本プロポーザル終了後に辞退した場合、又は参加資格に該当しないと認められた場合並びに優先交渉権者との協議が不調となった場合は、本プロポーザルの次点者に契約交渉権を与える。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案事業者は、複数の企画提案書の提出はできない。
- (2) 提出期限後の企画提案書等の変更、差替え又は再提出は認めない。
また、提出期限後の企画提案書等は、理由の如何に関わらず返却しない。
- (3) 本業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。
- (4) 本業務の一部を委託しようとする場合は、再委託業務予定調書（様式5）を芦屋町に提出する。
- (5) 企画提案書の策定、プレゼンテーション参加等に要する一切の経費等は、全て企画提案事業者の負担とする。
- (6) 企画提案書の著作権は各企画提案事業者に帰属する。ただし、芦屋町が候補者の選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書の内容を使用できることとする。
- (7) 参加申込書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合や、本要項（提出期限や提出方法等）を満たさない場合、見積価格が提案上限額を超えた提案が行われた場合は、失格とする。

12 問い合わせ先及び提出先

〒807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

芦屋町役場 芦屋港活性化推進室 事業推進係（井上・原田）

電話番号：093-223-3550（直通）

ファックス番号：093-223-3927（代表）

電子メールアドレス：kowan@town.ashiya.lg.jp